平成２８年（フ）第１４１号
兵庫県尼崎市梶ケ島12番10号
債務者　村瀬　弘美
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２号
鳥取県鳥取市行徳２丁目304番地　大装マンション26号、旧住所鳥取県鳥取市丸山町223番地19　丸山文化住宅６号
債務者　上田　章貴
1　決定年月日時　平成28年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０９号
広島県福山市東川口町３丁目５番43号　シャルム205
債務者　村上　夏樹
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第２５号
広島県府中市篠根町110番地８
債務者　仲行　温子
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第２９号
広島県福山市神辺町大字川南513番地２　アドバンス神辺２―101
債務者　蔵本　　壽
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第２１３号
徳島県鳴門市撫養町小桑島字前組２番地、旧住所徳島県鳴門市鳴門町高島字南411番地
債務者　岩本　智代
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４２号
徳島県小松島市赤石町９番15号　ヴィラ・クリオネＢ103号室、旧住所徳島県小松島市小松島町字北浜142番地　ベルヌーブ北浜ハイツ503号室
債務者　桑名　裕充
1　決定年月日時　平成28年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６号
福岡県嘉麻市牛隈2510番地55
債務者　諫山　信博
1　決定年月日時　平成28年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第２０号
福岡県直方市大字下境4123番地47
債務者　芝野　　智
1　決定年月日時　平成28年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第５１号
宮崎市生目台西２丁目４番地１　県営住宅10棟２号
債務者　西田　美弥（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５６号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目58番８―203号
債務者　里　　英一
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１６号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字松江10番地14
債務者　嶺　　啓一
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第１７９号
神奈川県秦野市並木町７番21号　フォルツアートＮｏ．１
債務者　佐伯　可織（旧姓駒田）
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２８号
広島県福山市多治米町６丁目10番16号
債務者　中嶋　和江
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第４４号
青森市大字石江字江渡52番地135
債務者　前田つる゛
1　決定年月日時　平成28年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０１号
神奈川県中郡大磯町国府本郷315番地の２
債務者　石井　昌弘
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１０１号
北九州市八幡西区陣山２丁目８番５―208号
債務者　内藤久恵こと　内藤　久惠
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部